

# 一般質問通告書

No 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成29年 8月22日

議員番号 2番

東村山市議会伊藤議長様

質問者 島崎よう子

| 番号 | 質問の項目と要旨   |
|----|--|
| I  | <p><b>すべての子どもが健やかに育つ環境を整えよう</b></p> <p>8月4日、栄町空堀川河川敷で、へその緒がついている赤ちゃんが遺棄され近隣の方々に救出されたという報道があった。誰しもが助かって本当に良かったという思いと共に、そんなことになる前に誰かに何処かに相談できなかつたのか、と胸が痛んだことと思います。明石市の泉房穂市長は「一人の胎児も死なせない」と宣言しています。生を受けた子どもたちが虐待で命を落とすようなことがあってはならない。以下、現状を確認しながら施策の推進を伺います。</p> <p>① 望まない妊娠や経済的な理由、パートナーとの事情から出産に困難を抱えている等の実態をわかる範囲で伺う。(年代や結婚の有無を含めて)</p> <p>② 妊娠期における相談体制について<br/>職員数および身分(保健師助産師別や正規非正規等)、相談の内訳(主訴、年代や結婚の有無)</p> <p>③ 今回の場合、母子手帳申請や妊婦健診を受けてないように思われる所以、該当者の把握が困難であり相談のアウトリーチはムリだったのではないかと推測するが、この後出来ることはどんなことがあるか検討したか。</p> <p>④ 助産院B.L.Bホーム・川野元子院長のところには、だいぶ以前から相談に訪れていると聞くが、行政は連携しているのか。</p> <p>⑤ 一人で悩まないで済むように、例えば「一般社団法人にんしんSOS等相談窓口」を周知しては如何か。</p> <p>⑥ 母子保健計画H27~29年度には、「地域保健と学校保健の連携」の中に、「性に関する正しい知識を推進する」とある。どう取り組んできたか。</p> <p>⑦ 中学生に対し、性教育についての基本的なことは誰が何処で教えるのか。</p> <p>⑧ こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問事業)で、会えなかつた親子には会えるまで対応しているか、件数を含め確認したい。</p> |

- ⑨ 乳幼児期（4ヶ月 6ヶ月 9ヶ月 1.6ヶ月）健診における相談体制について  
職員数および身分（保健師助産師別や正規非正規等）
- ⑩ 望まない妊娠や経済的な理由、パートナーとの事情から出産に困難を抱えている場合の子育ては、虐待になる可能性が高いと言われている。児童相談所の実態について。通報等により一時保護または在宅指導となる件数別に全体と当市について伺う。
- ⑪ 一時保護から養護施設、里親等の人数は。
- ⑫ クローズアップ現代 7月 20日放映によれば、0歳から18歳までの虐待入院の実態が取り上げられ長期入院になることの問題が指摘されていた。多摩北医療センターでは2016年度は15人いたと報道された。市内在住は何人いたのか。入院期間及びその後の行き先はどうであったのか伺う。
- ⑬ 国では施設から家庭的な環境が好ましいという方針が強化され、「里親」「ファミリーホーム」を推奨している。毎年里親体験会が催され私も聞いたことがある。市内での里親世帯の推移はどうか。また親族里親は有効と聞くが市内におられるか。東京都児童相談所の事業ではあるが、市としてはどのように考えているのか。
- ⑭ 第4中での「赤ちゃんふれあい授業」  
ホリデーネットワークと子育て総合支援センターころころの森が連携し「赤ちゃんふれあい授業」を実施している。助産院B.L.Bホーム川野元子院長が最初に「どの命も大切」の講演。生徒は赤ちゃんの温もりを感じながら、命の重みを実感する貴重な機会となっていることをビデオで拝見した。ころころの森がたくさんの協力者（親子）を見出してくれるので成り立っている。行政はこの授業をどう評価しているか。この取り組みを全中学に広げる考えはないか。
- ⑮ 2011年の厚労省調査によると、母子家庭の内、養育費受け取っているのは20%に過ぎない。また面会交流を行なっているは28%である。明石市では離婚届を取りに来た方に「子どもの養育に関する合意書」を配布していること。養育費の額だけではなく支払いの期間や振込口座、面会交流の方法・頻度・場所などを具体的に記入してもらう合意書だそう。提出は義務ではないが離婚によって大きな影響を受ける子どもを守るために取り組んだとのことだが、重要な役割を果たすと考える。東村山市においてもぜひ取り組んでいただきたいと提案するが見解を伺う。
- ⑯ 総括的に市長に伺う。

II

## 在宅でも安心できる地域包括ケア推進事業計画第7期に向けて

2000年にスタートした介護保険制度は改正されるたびに、「保険料あってサービスなし」の事態にならないかと危惧し注視してきた。今回5月26日成立の、「地域包括ケア強化のための介護保険法改正」においても、高所得者への3割負担導入、指標によって目標達成をめざし交付金と組み合わせるものになるなど被保険者の権利を損ないかねないと懸念される。が一方、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現のための地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進によって、在宅でのひとり死を可能に出来るのか、注目したい。団塊世代が75歳を迎える2025年問題を乗り越え継続できる事業計画になりうるよう方針や施策を伺う。

(1)

### 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画基礎調査から

- ① 高齢者が地域で在宅生活を続けていくために、どのような施策が必要かの問い合わせでは、「困ったときに気軽に相談できる窓口の充実」51.2%と最も多く、次いで「24時間いつでも在宅でサービスを受けられる介護・看護のサービス」42.8%である。現在の状況と、第7期においてはどう対応するのか。
- ② 健康に関する項目、どなたかと食事を共にする機会はあるか、の回答。毎日ある 55.5%に対し、週に何度か 7.2%、月に何度か 16.4%、年に何度か 11.3%、殆どない 7.6%。ひとり暮らしは 17.7%であるのに、この数値には驚いた。このことからみえる課題はなにか。
- ③ サービス提供事業所調査の結果～「在宅生活継続のために必要な施策について」の回答に対する見解を伺う。
- ④ サービス提供事業所調査の結果～「供給量が不足と感じる介護予防・総合事業のサービス」に対する回答は、事業計画との関係を含め見解を聞かせてください。
- ⑤ サービス提供事業所調査の結果～「医療機関との連携にあたっての課題」に対して記述内容は、どのように改善されるのか。
- ⑥ サービス提供事業所調査の結果～「利用料支払い困難な方に対する取り組み」、「H27年度改正の影響」の欄で記述項目はあるが、介護保険利用者対象に2割負担に関する項目を設けなかったのはなぜか。また3割負担となる所得額はいくらで影響を受ける人はどれくらいか。

|     |   |
|-----|---|
| (2) | <p>いわゆる地域ケア強化法の新たな取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域ケア強化法の特徴は何か。市民にとっての影響はなにか。</li> <li>② 自立支援・重度化防止に向けた保険者強化の取り組みがあるが、具体的にはどのようなことか。</li> <li>③ 地域包括支援センターの機能強化とは、なにがどう強化されるのか。財政的措置もされるのか。</li> <li>④ 小規模多機能型サービスは、今までと違いその人の多様性を提供できるようする。また、利用している時間外も臨機応変に対応できると聞くが、当市においても可能なのだろうか。</li> <li>⑤ 基礎調査では、事業者は 27 年度の改正による影響、またこのたびの改正による影響で、介護報酬が下がることでモチベーションの低下や職員の雇用が維持できない、サービスの質の低下等々を訴える意見が多数あった。これに対する見解と今後の見通しを聞きたい。</li> <li>⑥ 在宅医療・介護連携センター（仮称）が全ての自治体で平成 30 年度実施となっている。役割および期待される効果はなにか。利用者にとっては何がどう変わるのが。センター設置に向けての進捗状況を伺う。</li> </ul> <p>総括的に市長に、第 7 期に向けて課題とその解決にむけた施策の反映を伺う。</p> |
| (3) |   |